

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月13日

【会社名】 株式会社フルッタフルッタ

【英訳名】 FRUTA FRUTA INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員CEO 長澤 誠

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町三丁目3番

【電話番号】 03-6272-9081

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 徳島 一孝

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町三丁目3番

【電話番号】 03-6272-3190

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 徳島 一孝

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式、新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	199,990,800円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	100,000,000円
第6回新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	3,837,200円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	594,585,000円

（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	304,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 本第三者割当増資は、平成29年11月13日開催の当社取締役会決議によるものであります
2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	304,400株	199,990,800円	99,995,400円
一般募集			
計（総発行株式）	304,400株	199,990,800円	99,995,400円

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、99,995,400円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期日	申込証拠金（円）	払込期日
657円	328.5円	100株	平成29年11月29日（水）		平成29年11月29日（水）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 当社は、下記割当予定先との間で総数引受契約書を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結しない場合は当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
4 申込方法は、総数引受契約書を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フルッタフルッタ	東京都千代田区神田神保町三丁目3番

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町1丁目-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社フルッタフルッタ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金100,000,000円(新株予約権 20個)
各社債の金額(円)	金5,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金100,000,000円
発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金100円。但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率1.0%(固定)
利払日	毎年3月31日及び9月30日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、平成30年3月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下、「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下、「利息計算期間」という。)について、各々その日までの利息計算期間分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。 利払日が、銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。 利息の支払場所 株式会社フルッタフルッタ 東京都千代田区神田神保町三丁目3番
償還期限	平成31年11月30日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 償還金額、償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> 本社債は、平成31年11月30日にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。 繰上償還 当社は、平成29年11月30日以降、償還すべき日の2週間以上前に本転換社債型新株予約権付社債の社債権者(以下、「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 買入消却 <ol style="list-style-type: none"> 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。） 100,000,000円
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期日	平成29年11月29日
申込取扱場所	株式会社フルッタフルッタ 東京都千代田区神田神保町三丁目3番
払込期日	平成29年11月29日
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	該当事項なし
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし
担保の保証	該当事項なし
財務上の特約 （担保提供制限）	1 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。 2 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 （その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「利息支払の方法」及び「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- 3 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社フルッタフルッタ
東京都千代田区神田神保町三丁目3番

6 取得格付

格付は取得していない。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債のうち未転換の社債残額を当該行使時において有効な転換価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、657円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 時価下発行による転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価（本項第(2)号 に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記イの場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

- ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合
調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ニ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \times \text{期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。
転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(4) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年11月30日から平成31年11月30日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フルッタフルッタ 東京都千代田区神田神保町三丁目3番 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。</p>

- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。
合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本項の規定に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計20個の新株予約権を発行する。
- 2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本転換社債型新株予約権者は、これを撤回することができない。
- 3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期
- (1) 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、上記（注）2 に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (2) 本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- 4 株式の交付方法
- 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6 【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	181個（新株予約権1個につき5,000株）
発行価額の総額	3,837,200円
発行価格	新株予約権1個につき21,200円（新株予約権の目的である株式1株当たり4.24円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年11月29日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フルッタフルッタ 東京都千代田区神田神保町三丁目3番
払込期日	平成29年11月29日
割当日	平成29年11月29日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 神田支店

- （注）1．第6回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成29年11月13日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．申込み及び払込みの方法は、当社及び本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、アスラポート・ダイニング及びマイルストーン社に割当てます。
- 4．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社フルッタフルッタ普通株式完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式905,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は5,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、657円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	594,585,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年11月29日から平成31年11月30日(但し、平成31年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フルッタフルッタ 東京都千代田区神田神保町三丁目3番 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 神田支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成29年11月13日)時点における当社発行済株式総数(1,473,023株)の10%(147,302株)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に規定される行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に規定される行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、本新株予約権の割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証マザーズにおける当社普通株式の出来高に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた本新株予約権の割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（854円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（985円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数は直近7連続取引日の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社役員と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大300,000株）とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の指定口座に入金されたときに発生する。
4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証及び行使請求による株券を発行しない。
5. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

7【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
898,413,000	6,500,000	891,913,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(199,990,800円)、本新株予約権付社債の発行価額(100,000,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(3,837,200円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(594,585,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・本新株予約権付社債及び本新株予約権価格算定費用3,500,000円、登記費用関連費用2,000,000円、その他諸費用1,000,000円となります。
 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定期間
(a) 新製品企画開発投資	90百万円	平成29年11月～平成32年3月
(b) - 通販チャネル再構築投資 - M & A	200百万円	平成29年11月～平成32年3月
通販チャネル再構築投資 - 製品開発・プロモーション費用	70百万円	平成29年11月～平成32年3月
通販チャネル再構築投資 - ポータルサイト投資費用	10百万円	平成29年11月～平成30年3月
通販チャネル再構築投資 - 通販サイト運用費用	20百万円	平成29年11月～平成33年3月
(c) プロモーションイベント開催投資	50百万円	平成30年1月～平成35年3月
(d) - 海外事業開発投資（台湾） - 販売プロモーション費用	35百万円	平成29年11月～平成32年3月
海外事業開発投資（台湾） - 直営店、F C展開費用	90百万円	平成30年4月～平成32年3月
海外事業開発投資（台湾） - 新製品販売プロモーション	25百万円	平成29年11月～平成32年3月
海外事業開発投資（タイ） - 店舗出店費用	45百万円	平成30年1月～平成32年3月
海外事業開発投資（タイ） - 販売プロモーション	45百万円	平成30年1月～平成32年3月
海外事業開発投資（タイ） - 新製品開発費用	60百万円	平成30年4月～平成32年3月
(e) 機能性分析投資	45百万円	平成29年11月～平成32年3月
(f) - アグロフォレストリー関連事業投資 - カカオ豆加工工場	85百万円	平成30年4月～平成32年3月
アグロフォレストリー関連事業投資 - 増産関連費用	20百万円	平成29年11月～平成32年3月
合計	890百万円	

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

なお、当該資金使途890百万円と手取概算額891百万円との差額1百万円については、営業支出に充てることとしております。

平成28年6月22日に提出の有価証券届出書に記載しました資金使途について調達状況及び充当状況は下記の内容となります。

平成28年7月8日に株式会社弘乳舎にて、第三者割当増資引受で144百万円及び転換社債型新株予約権付社債引受により55百万円の合計199百万円の資金調達しております。現在残高としてある転換社債型新株予約権付社債については、平成30年3月までに弘乳舎若しくは親会社のアスラポート・ダイニングに譲渡の上、新株予約行使により株式転換する意向である旨伺っております。

また、マイルストーン社においては、平成28年7月8日に転換社債型新株予約権付社債の引受により149百万円資金調達しております。当該予約権付社債については、すべて予約権行使により株式転換を実施しております。併せて37個（新株予約権1個につき5,000株）新株予約権（0.8百万円）についても引受、平成29年10月末時点で20個の新株予約権行使により82百万円の資金調達をしております。残りの17個についても、行使期限である平成30年7月7日までに、当社株価が行使価額を上回る状況であれば順次行使する意向を確認しております。これら状況より平成29年10月末時点で432百万円の資金調達が実行されております。

それら資金のうち、342百万円については、運転資金に充当しております。また成長投資への充当実績は下記のとおりであります。

資金調達を実施した平成28年7月より平成29年10月末までに、研究開発投資費用として、株式会社アスラポートとの製品開発費用0.6百万円、アサイーの機能性等の費用4.3百万円、通販チャネル再構築投資費用の通販チャネルのWebプロモーション費用として6.5百万円、海外事業開発投資費用の台湾市場開拓等及びアジア展開に係った費用で14.4百万円使用しております。結果として、これまでに成長投資費用として約26百万円使用しております。現在、成長投資資金としての残高64百万円ございますが、前事業年度より、当社業績が当初計画より大幅に下回っている状況より、平成28年6月22日に提出しました有価証券届出書の成長投資計画を一旦見直し、今回あらためて

成長投資資金として調達する事といたしました。よって既に調達した成長投資資金残高の64百万円及び今後新株予約権(17個)の行使にて調達できる可能性のある70百万円、総額134百万円については運転資金に充当することとしております。

今回の売上拡大のための成長投資として、第三者割当による本新株式と本新予約権付社債及び新株予約権が行使されたことによる資金890百万円については、平成29年11月～平成32年3月において、成長投資に充当する予定としておりますが、新株予約権の行使状況により、予定資金の調達が見込めない場合には、新たな第三者割当増資等による資金調達を検討する事としております。成長投資の具体的な内訳(投資案件の高順位より記載。但し調達資金の充当については支出時期の早いものから順に充当)は、次の通りです。

また、下記に記載します資金使途については、当社の現況と現在入手している情報等による経営判断のもと、投資計画を策定しておりますが、今後の当社業績及び投資方針の転換等により資金使途の変更が生じる場合は、速やかに開示することとしております。

(a) 新製品企画開発投資：平成29年11月2日に開示の「アスラポート・ダイニンググループとの業務提携による日本初量産型のココナッツヨーグルト商品の共同開発及び販売に関する契約締結のお知らせ」に記載しておりますとおり、株式会社アスラポート・ダイニングと九州乳業(以下「アスラポート・グループ」という。)と連携してココナッツヨーグルト(注1)等新製品を開発いたします。これまで果汁飲料というカテゴリー商品を扱ってきた当社にとって、ヨーグルトという乳製品の企画・流通等マーケティングははじめての取り組みであり、小売店対策等を含め、相応の費用を要するものとなります。

株式会社アスラポートとは平成28年6月に業務提携契約を締結し、共同の商品開発および販路拡大を実現させるべく力を入れてまいりましたが、実際の取り組みにおいては技術面での問題点が山積しており、チャレンジしましたものの、実現には予想以上に時間がかかりました。このたび技術面での問題がクリアされたことで、ココナッツヨーグルト並びに乳製品のヨーグルト等の商品の共同開発が可能になり、それ以降の同グループとの共同開発のめどもたちました。まずはココナッツヨーグルト製品の発売を2018年2月に予定しており、プロモーション、新商品の研究開発、機能性研究費用として3年で各30百万円ずつ計90百万円を投資することにより、来春以降の新ジャンル企画の実現が容易となり、売上増が見込めると考えています。

(b) 通販チャネル再構築投資：当社では通販部門を最重要部門のひとつと位置付けておりましたが、通販専用商品の開発遅れやオペレーションの不熟さなどにより、定期顧客数の伸び、および売上の伸びが芳しくありませんでした。そのうえに平成29年10月に適時開示いたしました情報漏洩問題が重なり、このたびウェブサイトの抜本的な再構築(セキュリティ強化を含め)が必須課題となりました。この点につきましては、当社では通販サイトのオペレーションや企画、セキュリティを外部委託する方向で考えており、可能性として通販専門会社のM&Aも視野に入れていきます。時期および交渉先に関しましてはまだ模索中であり、確定していませんが、増資のうち200百万円を充当してM&Aによる土台強化を図る方針であります。M&Aが見込めない場合には、システム投資や人材投資等による効率化の推進や通販事業の売上拡大が見込める他社との資本業務提携先等を検討することとしております。平成30年度、31年度、32年度に計100百万円をかけて通販専用の新ヒット商品開発とサイトの立て直しに取組みます。

現在当社には「ダイエッタ」という通販専用ヒット商品がございます。来年春にはそれに続く「新ダイエッタ」(仮称)を開発、投入する計画です。その開発費用、及びココナッツヨーグルトやアマゾンフルーツの通販専用商品の開発費用とプロモーション費用として、平成30年度、平成31年度、平成32年度において、各30百万円ずつを充当する予定です。

さらに、当社の経営理念の根底にあるサステナビリティをキーコンセプトにしたアマゾンやブラジルに関連するポータルサイト(モール型)新設の企画が進行しており、新規サイト開設費用として100百万円を見込んでおります。サステナビリティという概念は昨今B2B、B2Cの両面においてマーケティングや消費を支えるひとつのキーワードにもなっており、2020年東京オリンピックでさらに注目を集めております。当社は創業当時からサステナビリティを理念の根底に置いていたものの、消費者への訴求としては時期尚早として、外部に積極的に訴えることはしていませんでした。環境問題や倫理性が注目される代背景を踏まえ、当社でいまあらためてサステナビリティという概念を打ち出し、新サイトの立ち上げに踏み切った次第です。外部専門業者へのオペレーション委託および関連費用として年間5百万円の4年間計20百万円を予定しております。エシカル認証制度などを導入し、ブラジル大使館、旅行会社などを巻き込んで、収益性のある事業に育ていく所存です。

- (c) プロモーションイベント開催投資：アマゾンフルーツについては、特に、最近スイーツ分野において著名なパティシエ、ショコラティエなどが続々と採用をはじめております。この機に、アマゾンフルーツの導入促進と、アマゾンフルーツを用いたスイーツの認知向上および普及をねらい、ブラジル大使館を巻き込んでの大掛かりなプロモーションを実施します。以前当社では7年にわたりアサイーニスト・アワードを実施し、アサイー愛用の各界著名人を表彰しておりましたが、資金的な問題から、この2年間は実施を見送っていました。今般、アサイーニスト実施を見送ったことの負の影響（商品および企業名の認知度の低下など）が明らかになり、平成30年から表彰イベントを再開することに決定しました。B2Bを意識し、営業に直結させる内容とする予定で、これを含めた大型プロモーションに5年間、各年度10百万円の計50百万円を投資致します。（参考）：アサイーニスト・アワードの開催費用について 5百万～6百万円（実績）
- (d) 海外事業開発投資：平成29年3月23日開示の「台湾食品メーカーとの基本売買契約及びOEM契約に基づく取引開始のお知らせ」、平成29年5月23日開示の「海外事業展開の本格稼働開始コストコ台湾における当社アサイー商品の販売に関するお知らせ」及び平成29年8月24日開示の「味の素トレーディング株式会社とのタイ国における取引基本契約締結のお知らせ」にてご案内のとおり、台湾とタイを中心とする海外事業展開が着実に進捗してきております。
- 台湾においては、
- 今期よりコストコ（13店舗）でコストコ専用商品としてAcai juice Blend 930ml x 2本セット取り扱いがスタートしております。現場との関係を密にし、頻繁に相談や提案、デモンストレーション等をおこなうことが販売促進の強化に必要であるという認識から、海外コストコ専属担当者をつけ、営業とデモンストレーションに力を入れてまいります。さらに、コストコ対応の新商品を開発、アサイーとの相乗効果を狙います。コストコ対応としてのマネキン販売による販売促進費用及び新製品開発に平成30年から3年間で各約12百万円ずつ、計35百万円の投資を見込んでおります。
- さらに来期から、台湾での本格的な店舗展開を計画しております。まずは台北の人気エリアの高級専門店ビルに平成30年秋にアサイーカフェ直営店の出店を計画しております。この出店によりアサイーを初めとするアマゾンフルーツの認知度を台湾国内で高めることが期待できます。3年での黒字化を目指し、平成31年度に台北市内に2号店を展開する予定であり、以降それを皮切りに台湾国内でのFC展開も進めます。その為の投資として、出店に係る設備、内装費用やオペレーション費用として各年30百万円、計90百万円の投資を見込んでおります。
- 今期からOEM提携先であるKFS社でのコールドプレス（非加熱殺菌）製品の生産が始まっておりますが、このたびKFS社側でパウチ型飲料の生産ラインを増設しパウチ型飲料の製造に着手いたします。パウチ型飲料は片手で気軽に飲めて携帯しやすいことから、アルミ缶に代わる商品としてとくに若者の間で人気となっております。同時に、台湾最大手卸売業者と組んで、現地小売店にパウチ型飲料の大規模導入を進める方針であり、売上拡大のためキャンペーンやマネキン販売による販売促進費として25百万円の投資を見込んでおります。
- したがって、台湾での投資額は合計150百万円となります。
- タイでは、味の素トレーディングとの提携に基づき、来期にまず直営店を出店するほか、現地法人（交渉中）と組んでFC展開に乗り出します。こちらでも、大掛かりなプロモーションをおこなう予定です。タイでの市場展開のための費用として、平成29年度、平成30年度、平成31年度に（人件費、パイロット店舗出店関連費用として45百万円、アサイー及びその他のアマゾンフルーツの認知向上のプロモーション費用として45百万円、海外向け商品開発費用として60百万円）計150百万円を充当する予定です。
- 以上から、海外事業開発として台湾、タイでの投資額は各150百万円、計300百万円となります。
- (e) 機能性分析投資：美と健康に意識の高い顧客を対象とするスーパーフードをうたう当社にとって、アサイーやその他アマゾンフルーツの機能性分析はきわめて重要であります。これまで、千葉大学に委託し機能性の研究に取り組んでまいりましたが、疲労回復やアンチエイジングといった（当社がとくに求める）項目での機能性を証明実験は実施が難しいことがわかり、資金的な問題もあって大きな進捗に至っておりませんでした。今回の資金調達により、千葉大等の提携先とのアサイー並びにアマゾンフルーツの機能性分析等を進め、研究開発投資費用として平成30年、31年度、32年度で各15百万円、計45百万円を投資し、より訴求力のある機能性を明示することで、新たな用途・シーンの提示などプロモーションに活用し、ニーズの掘り起こし、売上増をはかってまいります。
- (f) アグロフォレストリー（注2）関連事業投資：現在、市場においてカカオの需要が高まっており、とくにアグロフォレストリーカカオ豆は「エシカル」（児童労働などの労働搾取がおこなわれていない）調達であるのみならず品質が高いことで、多くの引き合いをいただいております。とくに株式会社明治（以下、明治という。）の取引では、当社のアグロフォレストリーカカオ豆を使用した製品（「ザ・チョコレート」「チョコレート効果」等）が爆発的なヒットとなったことで、大型受注の見込みが現実となっております。具体的に

は、前事業年度は明治と250トン程度の取引でしたが、今期450トンと大きく増加しており、今後も増加が見込まれることから、当社としては増産体制を整えていく事としております。

一方で、トメアス総合農業協同組合(CAMTA)の現在の設備では注文の総量に追いつかないおそれもあり、現地での調達能力の向上が急務であります。そこで、今期よりブラジルオフィスを再開し現地駐在員を置くなど、トメアス農協との連携を強めることで増産体制の構築を進めております。

昨今カカオの市場価値が急騰しており、大手メーカーが続々カカオ事業に参入している状況から、今後これまで通りにカカオの安定的確保は必ずしも容易でなく、品質の良いカカオを生産できるCAMTAから安定的供給を受け続けるため、関係強化は今般の最重要課題であります。このため、まずはCAMTAにおけるカカオ専用ライン増設に取り組む考えです。

カカオに次いで、アグロフォレストリー産物とその派生品(ブラジルナッツ、クブアスバター、アンジローバオイル(抗炎症作用や虫除け効果等がある)、アマゾン産コショウ等)の安定供給も急がれます。コスト削減の面から、現地工場でのブレンド加工等も模索されており、このたびの増資を受けて、現地工場を開設する方向で検討しております。

以上の投資としての内訳は、ブラジル現地法人設立準備も視野にいたれたカカオ豆加工工場ラインの増設費用として85百万円、ナッツ類の増産の為の現地人件費やオペレーション、さらに増産対策費用として20百万円を、平成30年度、平成31年度、平成32年度に、計105百万円投資する予定です。

(注1) 同商品は乳製品を用いない植物性であり、ヨーグルト代替品という位置づけになります。

(注2) アグロフォレストリーとは、一般的な単一栽培ではなく、荒廃した土地に様々な種類の樹木や果樹を植え、草原が遷移して森になる自然のシステムを模倣するように農場を構成していく農法(生産システム)です。世界では東南アジア、中南米、アフリカなどで多くの事例があり、それらの多くは伝統農法として地域に根付いています。その中でも、大手アマゾンフルーツパルプのサプライヤーであるブラジル連邦共和国パラ州のトメアス総合農業協同組合(CAMTA)が実践しているアグロフォレストリーは、商業的に成り立っている数少ない成功例であり、持続可能な農業として世界から注目されています。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．本新株式及び本新株予約権の割当予定先の概要

A．割当予定先の概要	名称	株式会社アスラポート・ダイニング (英文名 : Asrapport Dining Co., Ltd.)
	本店の所在地	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
A．割当予定先の概要	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第11期 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月30日関東財務局長に提出 四半期報告書 第12期第1四半期 (自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月10日関東財務局長に提出
	B．提出者と割当予定先との関係	出資関係
B．提出者と割当予定先との関係	人事関係	引受先の取締役齋藤隆光氏は当社の社外取締役を兼任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	提出者と割当予定先は平成28年6月22日に資本業務提携契約を締結しております。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年9月30日現在のものです。

a．本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先の概要

A．割当予定先の概要	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
	資本金	10百万円
	事業の内容	投資事業
	主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
B．提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

当社は、大手アマゾンフルーツパルプのサプライヤーであるブラジル連邦共和国パラ州のトマス総合農業協同組合（以下、「CAMTA」といいます。）との日本における輸入独占契約締結を機に、平成14年11月に、アマゾンフルーツ冷凍パルプを輸入し、加工販売することを目的として設立されました。以降、当社は、「健康・本物」を基本に据えて、主力商品であるアサイーを中心に、まさに天然のサプリメントといえるアマゾンスーパーフルーツをわが国に普及、拡大すべく事業を展開してまいりました。また、当社の取り扱うアマゾンフルーツ原料の一部は、アグロフォレストリーという農法により生産されたものであり、従来のモノカルチャー（単一栽培）とは異なり多様な作物が栽培され、環境により配慮された持続性（サステナビリティ）の高い経済活動の展開に貢献することができます。当社は、『自然と共に生きる』を創業当時より企業理念とし、地球温暖化対策に貢献するべく、“経済が環境を復元させる事業モデルの構築～グリーンエコノミーの実現～”を企業コンセプトとして推し進めております。

一方で、食品業界におきましては、原材料価格高騰による商品の値上げや消費者の節約志向による慎重な購買姿勢が継続しており、特に当社の主力事業であるアサイー市場につきましては、一過性であったアサイーブームの市場の回復が想定以上に遅く、消費者への訴求が出来ていないこともあり、売上高は低調に推移しております。

また、利益面につきましては、既存製商品の売上が想定以上に伸びないなか、一部製品においては廃棄による利益の毀損も発生するなど、想定していた程の利益率の改善は進まず、当社のおかれている状況は非常に厳しいものとなっております。

当社は、厳しい事業環境に対応するために、より一層の合理化策の実施が不可欠であると判断し、引続き役員報酬の削減と本社のスペースの半減と合わせ関西支社の移転などを進めており家賃等の固定費を大幅に削減いたしました。さらに、前期から引続き過大でありました倉庫料や荷造運賃発送費等、販売促進費の抑制等の施策を実施しておりますが、それでもなお、市場環境の変化に耐えられる財務基盤の確立に加え、黒字化に向けて売上を拡大するために、新商品開発、新規顧客開発及び新規販路開拓を行う必要に迫られております。具体的には、アスラポート・グループとの業務提携を加速させ共同でアサイーヨーグルト等の新商品開発と販売を進めることや、アサイーの機能性分析を進め、収益性ある通販オリジナル商品の開発や通販チャネルや海外市場等の開拓等に取組むことにより売上を拡大していく方針であります。現在それら成長のために必要な投資資金が不足している状況となっております。財務基盤の観点では、平成29年3月期の業績より、自己資本比率が平成28年3月末の18.6%から平成29年3月末の4.8%と大幅に減少しております。また、当社は自社製用品及び他社への卸売用に原材料のアサイーを年に一度、例年7月頃にCAMTAと売買契約を締結し、8月頃から翌年5月頃まで随時仕入れておりますが、その仕入資金は金融機関からの借入金で賄っており、平成28年3月期以降の売上低迷により、原材料の消費が想定より遅れていることで原材料在庫が増加し、在庫の資金化が遅れております。そうした状況のなか、当社の財務状態と業績が悪化したことで金融機関からの追加の融資が期待できない状況となっております。また、当社は、平成30年3月期の業績予想として、前期と比べ赤字幅は縮小しているものの、売上規模から考えると未だ大きな赤字計上予想としております。当社は売上が低調となるなか、滞留しているアサイー原材料在庫の資金化を押し進めるべく、海外市場開拓、特にアジア市場に焦点をあて、台湾のOEM企業及び地場企業、タイの日系企業との協力のもと業績改善に向け取組むこととしております。また、R&D（研究開発）を通してアサイーの機能性を消費者に訴求することで、消費者にアサイーの認知を広げ、日々の食生活やアスリートやスポーツ界等にも浸透するよう努めてまいります。

そうした取組みにより、今回の第三者割当増資等で調達する資金については、研究開発や通販チャネルの再構築及び海外市場開拓等の成長投資資金として使用する事としております。現在、当社は、足元の業績悪化と過大な原材料在庫のため、金融機関からの追加借入ができない状況であり、業務の安定的運営に必要な運転資金については、当面の間過大となっている原材料在庫を資金化する事で確保できるものと想定しますが、業績黒字化のための成長投資資金及び自己資本の充実が喫緊の課題となっております。

株式会社アスラポート・ダイニング

アスラポート・ダイニングは、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で713店舗（平成29年5月31日現在）を展開しており、平成25年度より新たに「食のパリューチェーンを構築する」という目標を掲げ外食（販売）事業から流通及び生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。そして、その目標を達成するための4つの戦略「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化への取り組み」を掲げ、更なる成長を目指しております。

その中でも「食品生産事業と六次産業化の推進」により、アスラポート・ダイニングはその傘下に、平成28年6月22日に資本業務提携を締結した弘乳舎の他、九州乳業株式会社、茨城乳業株式会社など有力乳業メーカーがあり、乳製品製造販売に強みを持っております。なお、弘乳舎の製造するアイスクリームは、現在、全国の「牛角」ブランド店へPBアイスクリームとして提供されております。そしてその商品の一部はアスラポート・グループ内の外食店舗に提供されております。当社とアスラポート・ダイニング及び弘乳舎は平成28年6月22日に三者間での資本業務提携契約を締結し、事業シナジー創出に向け取り組んでおります。

アスラポート・ダイニング代表取締役会長檜垣氏と当社代表取締役社長の長澤は以前より同郷の経営者仲間として交流があったことで、当社の事業及び事業戦略、資金調達の必要性、時期等について説明を行い、今後も引き続き事業提携を加速させていくことを確認致しました。そして、アスラポート・ダイニングから、当社に対して2億円の株式引受と4億円の新株予約権の引受けの意向を表明いただきました。現時点において、アスラポート・グループにおける当社の株式持分割合は持分法適用外の15%未満ではありますが、今回の増資により20%以上となり、当社はアスラポート・ダイニングの持分法適用会社となります。

今後、関連会社としてのアスラポート・ダイニングと業務提携を加速することで、九州乳業や茨城乳業との商品開発並びに製造委託、さらにアスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待されることで当社の企業価値の向上につながると考えられます。

マイルストーン社

マイルストーン社は平成28年6月22日提出の有価証券届出書に記載の通り、新株予約権付社債及び新株予約権を引受けて頂き、順次行使いただいた実績からも、今回当社が発行する新予約権付社債及び新株予約権の引受について等と同様に行使していくものと考え、以下の理由からも今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

理由は、以下のとおりであります。当社事業の進捗を図るため必要となる継続的な資金調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。当社は本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、()純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、()最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを重視し、選定を進めました。またそれと同時に、適時に必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成29年11月13日開催の取締役会決議において第三者割当の方法による本新株式の発行に加えて、マイルストーン社に対して本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数十社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。(同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)開示資料を元に集計すると、同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までに、30社を超える上場企業に対して、第三者割当方式による新株式、新株予約権付社債、及び新株予約権の引受け及び新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権付社債及び新株予約権は主に転換価額又は行使価額と目的株式数が固定された新株予約権付社債及び新株予約権であり、実質的に転換又は行使可能となるのは発行会社の株価が転換社債型新株予約権付社債の転換価額又は新株予約権の行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による転換社債型新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することは、株価の推移次第ではありますが、資金確保を図るといふ本資金調達の目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる行使条項があるため現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。なお、株価が本新株予約権の行使価額未満に低迷している場合は、本新株予約権の行使が進まず資金を確保することが十分にできない可能性がございます。

上記に加え、本新株予約権付社債が全部転換され、本新株予約権が全部行使された場合、マイルストーン社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることと並びに、当社の経営方針に介入する意思がないことを当社代表取締役社長の長澤が口頭にて同社の代表取締役の浦谷元彦氏に確認したことで、今般同社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することといたしました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社が、資本業務提携している割当予定先であるアスラポート・ダイニングにつきましては、新株式の引受と状況に応じて行使できる本新株予約権発行の組み合わせで引受けて頂くこととなりました。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先の検討にあたり具体的に当社が資本業務提携先以外の割当予定先に求めた点として、()純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、()既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、()株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、()環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。このような中、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定候補であったマイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達のうち、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引き受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1. 株式価値希薄化への配慮

原則として、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はなく、また、当社の業績・株式市場環境により株価が転換価額及び行使価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換と本新株予約権の行使は行われない可能性が高く、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また一方で、本新株予約権

の割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社との間で締結された本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の20営業日前までにアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成29年11月30日以降、本社債の金額額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

3. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の[本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について]に記載する特徴を盛り込んでおります。

(3) 本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、本新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、前述のとおり既存株主の皆様の株式価値の急激な希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において、株価が行使価額を上回っているという条件付きではありますが資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化においては限定的なスキームとなっております。発行当初から行使価額は657円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から905,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」といいます。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証マザーズにおける当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(854円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(985円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社役員と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内(最大300,000株)とすることとしております。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日かつ、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社から第三者へは譲渡されません。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

アスラポート・ダイニングに割り当てる本新株式の目的である株式の総数は304,400株であります。

本新株予約権付社債

割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は152,207株であり、発行価額の総額は100,000,000円、全額マイルストーン社に割り当てます。

本新株予約権

アスラポート・ダイニングに605,000株（新株予約権121個）及びマイルストーン社に300,000株（新株予約権60個）、それぞれに割り当て本新株予約権の目的である株式の総数は905,000株（新株予約権総数は181個）であります。

e. 株券等の保有方針

株式会社アスラポート・ダイニング

アスラポート・ダイニングとは、2016年6月22日にアスラポート・グループの弘乳舎と当社との間で三社間の資本業務提携契約を締結し、持分法適用外となる15%未満での株式保有という方針のもと安定株主として、また三者間での事業シナジーを創出すべく取組んでおりましたが、今回の本新株式と本新株予約権の引受によって、当社発行株式の15%を大きく超えて保有することになり、当社は、アスラポート・ダイニングの持分法適用会社となります。引続き当社は、アスラポート・グループとの更なる事業シナジー創出と業績回復に向け取組んでまいります。また、現在アスラポート・グループが保有している当社株式と発行される株式についても引続き当社の安定株主として長期保有する方針であると口頭にて確認しております。

当社は、アスラポート・ダイニングから、割当日より2年以内に当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社へ書面により報告すること及び当社が当該内容を株式会社東京証券取引所へ報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき同意する旨の確約書を取得する予定です。

マイルストーン社について

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社代表取締役社長の長澤が口頭にて当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本転換社債型新株予約権の転換及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるアスラポート・ダイニングから自己資金で充当可能であると同っております。なお、当社は同社が平成29年8月10日付で公表した平成30年3月期第1四半期四半期報告書に含まれる連結貸借対照表の中で、平成29年6月30日現在の現金及び現金同等物は6,070百万円と確認しており、本件第三者割当増資の払込み及び新株予約権の行使に必要なかつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

また、当社は、マイルストーン社より、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成28年2月1日から平成29年1月31日に係るマイルストーン社の第5期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高1,266百万円、営業利益3百万円、経常利益が6百万円、当期純損失が2百万円であることを確認し、また、貸借対照表においては、平成29年1月31日現在の純資産が936百万円、総資産が1,632百万円であるところ、当社はマイルストーン社の預金口座の平成29年10月27日の残高照会結果を受領し、引受け及び権利行使に必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の権利行使に係る資金をマイルストーン社が保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社役員と締結した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権付社債及び新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は今回の割当予定先が、本株式の引受け、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に要する資金を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるアスラポート・ダイニング、マイルストーン社より、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けており、アスラポート・ダイニングについては東京証券取引市場JASDAQ（スタンダード）上場会社であり、当社は、アスラポート・ダイニングが東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない旨記載していることを確認しております。また、マイルストーン社からは反社会的組織又はそれに類する組織に関与及び援助したことがない旨の表明書及び保証書も受領しております。また、当社においても、上記とは別に、割当予定先、割当予定先の役員について第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、反社会的勢力等とは関係がないことを確認しております。その結果、割当予定先、割当予定先の役員及びマイルストーン社の主な出資者（浦谷元彦氏）について反社会的勢力と一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、本新株式発行による株式については、譲渡制限は設けておりません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

発行価格に関しましては、財務体質の改善及び成長資金の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、自己資本の健全化と資金調達の確実性及び迅速性を確保しつつ、当社が必要とする多額の資金を充足できる割当先が限られている点等を勘案し、割当予定先との交渉を経て、本新株式に関する取締役会決議日の直前営業日である平成29年11月10日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値に0.9を乗じた金額である1株657円といたしました。

割当予定先である、アスラポート・ダイニングからは、当社の事業について一定の理解はいただいているものの、業績回復が遅れていることと、前期に引き続き今期業績も赤字見込みである現状を鑑み、株価下落リスクもあるため、ディスカウント価格で引受けることにより株価下落損失を最小限化したいとの意向が示されました。

当社といたしましては、ディスカウント発行を行えば株主間の平等が得られない可能性があることから、アスラポート・ダイニングと交渉を重ねましたが、財務状況を改善し企業継続性を維持するため及び将来の発展のために十分な成長資金を確実に調達する必要があること、アスラポート・グループとの業務提携によるシナジー効果が当社の企業価値向上に資すると見込まれること等を勘案した結果、有利発行とならない範囲で最大限のディスカウント発行を行うことといたしました。本新株式は、既存株主の皆様にも理解いただくことができるものと考えております。

当該発行価格(657円)は、本新株式の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」)である平成29年11月10日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下「終値」)(730円)に対しては10.0%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(736円)に対しては10.9%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(793円)に対しては17.2%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(768円)に対しては14.6%のディスカウントを行った金額となります。(比率は小数点第2位を四捨五入しております。)

本新株式発行価額については、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、割当予定先とも十分に協議した結果、取締役会決議日の前日終値に対して10%のディスカウント率とすることが妥当と判断し、決定したものであります。なお、当社の取締役会において、本新株式の発行価額を10%のディスカウントの657円とすることが有利発行には当たらないと判断いたしましたのは、前述した当社の現況を踏まえれば、ある程度のディスカウントは致し方ないと考えたことに加え、当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。」に準拠するものであることからであります。

なお、当社取締役会にて、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役2名を含む監査役全員より、本新株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成30年3月期第1四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値の10%ディスカウントとしており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング(以下、AGSという。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(730円)、転換価額(657円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利率(-0.199%)、株価変動性(31.04%)、当社(基本的には割当先の転換を待つが、発行後以降、株価が転換価額の200%まで上昇した場合は、本新株予約権付社債を取得すること)と割当予定先であるマイルストーン社の行動(当社株価が権利転換価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(1個当たり4,728,000円)を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を5,000,000円(額面100円につき金100円)といたしました。本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年11月10日)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値730円を参考とし、1株当たり657円(ディスカウント率10.0%)に決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均736円に対する乖離率は10.9%、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均793円に対する乖離率は17.2%、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均768円に対する乖離率は14.6%となっております。

本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社A G Sコンサルティング（代表取締役社長：廣渡嘉秀、所在地：東京都千代田区大手町1-9-5）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（730円）、行使価額（657円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利子率（-0.199%）、株価変動性（31.04%）、当社（基本的には割当先の権利行使を待つが、発行の6か月後以降、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、本新株予約権を取得すること）及び割当予定先の1つであるマイルストーン社の行動（当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の5%の範囲で売却すること）等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果（1個当たり21,200円）を基に割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を21,200円（1株当たり4.24円）に、また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成29年11月10日）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値730円を参考とし、657円（ディスカウント率10.0%）といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均736円に対する乖離率は10.9%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均793円に対する乖離率は17.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均768円に対する乖離率は14.6%となっております。

本新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本第三者割当増資と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は304,400株（議決権数3,044個）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数1,471,523株に対し、20.7%（平成29年9月30日現在の当社議決権個数14,710個に対しては20.7%）、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は152,207株（議決権数1,522個）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数1,471,523株に対し、10.3%（平成29年9月30日現在の当社議決権個数14,710個に対しては10.3%）、本新株予約権の行使による発行株式数は905,000株（議決権数9,050個）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数1,471,523株に対し、61.5%（平成29年9月30日現在の当社議決権個数14,710個に対しては61.5%）、であり、本資金調達による希薄化の合計は92.5%であります。

既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。当社としましては、中長期的に企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、平成29年3月期の赤字計上により自己資本が大きく毀損した状況となり、早急な財務状況の改善と当社の今後の成長投資に対応する資金を確保できるよう決定したものであります。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社のこれまでの実績によれば、マイルストーン社は行使を順調に行っており、保険的に本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる行使条項があるため、本新株予約権の行使が促され資金確保を進める事ができます。また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。

加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成29年11月30日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっておりますが、繰上償還については、当社の株価上昇等により有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、いずれも1株当たり657円であります。これは平成29年3月期決算の1株当たり純資産87.87円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、マイルストーン社につきましては、純投資目的での引受を表明しており、当社の株価動向に応じて投資資金の回収を図るために本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を行使し、当社株式を売却することとなります。当社株式の直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高15,243株、直近3ヶ月間の1日当たりの平均出来高13,558株、直近1ヶ月間の1日当たり平均出来高4,368株となっており一定の流動性を有しておりますが、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換又は行使された場合の最大交付株式数1,361,607株となります。純投資を表明しているマイルストーン社のみですと最大交付株数452,207株となり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に転換・行使、売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は922株となり、上記直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高の6.0%、直近3ヶ月間の1日当たりの平均出来高の6.8%、直近1ヶ月間の1日当たり平均出来高の21.1%となっております。直近1ヶ月間の平均出来高で比較しますと割合が高くなってはおりますが、当社としてはアスラポート・ダイニングとの関係強化及び早期でのシナジー効果創出による業績改善に努めるとともに、IRを通して投資家の皆様へ当社の企業価値を伝えることで、株式市場での当社株式の取引量を高めてまいります。また市場での流通する当社株式が増加することで株式流動性が高まり、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

このような希薄化は伴いますが、財務基盤の改善、成長投資を行うことによる売上拡大及び運転資金の確保等が見込まれ、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先との間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、大規模な株式発行による希薄化というリスクをも重々考慮し、検討いたしました。本資金調達の内容は、本新株式の発行株式数は304,400株(議決権数3,044個)であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数1,471,523株に対し、20.7%(平成29年9月30日現在の当社議決権個数14,710個に対しては20.7%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は152,207株(議決権数1,522個)であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数1,471,523株に対し、10.3%(平成29年9月30日現在の当社議決権個数14,710個に対しては10.3%)、本新株予約権の行使による発行株式数は905,000株(議決権数9,050個)であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数1,471,523株に対し、61.5%(平成29年9月30日現在の当社議決権個数14,710個に対しては61.5%)、であり、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権による希薄化の合計は92.5%となり、希薄化率が25%以上となることから大規模な第三者割当に該当することとなります。既存株主の皆様へ大きな影響が生じることに鑑み、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きとして具体的には、当社社外監査役の宮本勇造氏と平山誠氏並びに当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である村上雅哉氏(岩田合同法律事務所 弁護士)の3名で構成する第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、当社の業績及び財務状態の悪化と業務の安定的運営に必要な運転資金の確保の必要性及び業績黒字化のための成長資金の調達の必要性、また、資金使途の相当性、割当先の適切性と妥当性、資金調達手段選択の妥当性及び発行条件の相当性を鑑みて、本第三者割当による本第三者割当増資と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について、本委員会が本第三者割当は、当社にとって必要性及び相当性が認められると判断するとして意見書を入手しております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社アスラポート・ダイニング	東京都品川区西五反田1丁目3番8号	-	-	909,400	32.10%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	-	-	452,207	15.96%
長澤 誠	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	323,600	22.0%	323,600	11.42%
株式会社弘乳舎	熊本県熊本市北区高平3丁目43番2号	175,000	11.9%	175,000	6.18%
株式会社グリーンアソシエイツ	神奈川県藤沢市鵠沼海岸2丁目6-5	60,000	4.08%	60,000	2.12%
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町4丁目333番地13	30,600	2.08%	30,600	1.08%
山浦 浩	兵庫県神戸市須磨区	20,000	1.36%	20,000	0.71%
荻野 恭子	東京都新宿区	20,000	1.36%	20,000	0.71%
楽天証券株式会社	世田谷区玉川1丁目14番1号	15,600	1.06%	15,600	0.55%
S M B C日興証券株式会社	千代田区丸の内3丁目3-1	13,800	0.94%	13,800	0.49%
計		658,600	44.78%	2,020,207	71.32%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿上の「所有株式数」に係る議決権の数を、総議決権数(14,710個)で除して算出しております。

2 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4 本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社にて保有されます。今後割当予定先であるアスラポート・ダイニング及びマイルストーン社による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5 別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先であるマイルストーン社は本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

6 長澤誠の所有株式数には、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との株式貸借取引契約に基づく貸株300,000株を含めて表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、2016年6月にアスラポート・グループと資本業務提携を締結し、新製品開発及び販路拡大による業績の回復に努めてまいりました。また、事業ポートフォリオの見直しにも取り組み、主に、当社主力事業部門であるナショナル・ブランド事業部門において商品の定番化による在庫管理強化を進めることで、製品在庫の廃棄低減による利益率の向上に努めてまいりました。

海外においては、2017年3月に台湾の食品メーカーの金利食安科技股份有限公司（KEE Fresh & Safe Foodtech Co., Ltd.）と基本売買契約及びOEM契約を締結し、非加熱殺菌のコールドプレス製品を製造し、日本に輸入販売を開始しております。同社との契約締結は、当社の重要な海外事業展開の1つであり、アジア戦略の一環として取り組むこととしております。当社は、厳しい事業環境に対応するために、より一層の合理化策の実施が不可欠であると判断し、前期に引続き役員報酬の削減と販売促進費の抑制等の施策を実施しておりますが、それでもなお、市場環境の変化に耐えられる財務基盤の確立に加え、黒字化に向けて売上を拡大するために、新商品開発、新規顧客開発及び新規販路開拓を行う必要に迫られております。具体的には、アサイーヨーグルト等の新商品開発やアサイーの機能性分析、通販チャネル開発や海外市場の開拓等に取り組むことにより売上を拡大していく方針であります。当社は現在、それら今後の成長のために必要な投資のための資金が不足している状況となっております。

また、財務基盤の観点では、平成29年3月期の業績より、自己資本比率が平成28年3月末の18.6%から平成29年3月末の4.8%と大幅に減少しております。また、当社は自社製品用及び他社への卸売用に原材料のアサイーを年に一度、例年7月頃にCAMTAと売買契約を締結し、8月頃から翌年5月頃まで随時仕入れておりますが、その仕入資金は金融機関からの借入金で賄っており、平成28年3月期以降の売上低迷により、原材料の消費が想定より遅れていることで原材料在庫が増加し、在庫の資金化が遅れております。そうした状況のなか、当社の財務状態と業績が悪化したことで金融機関からの追加の融資が期待できない状況となっております。また、当社は、平成30年3月期の業績予想として、前期と比べ赤字幅は縮小しているものの、売上規模から考えると未だ大きな赤字計上予想としております。当社は売上が低調となるなか、滞留しているアサイー原材料在庫の資金化を推し進めるべく、海外市場開拓、特にアジア市場に焦点をあて、台湾のOEM企業及び地場企業、タイの日系企業との協力のもと業績改善に向け取り組んでおります。また、R&D（研究開発）を通してアサイーの機能性を消費者に訴求することで、消費者にアサイーの認知を広げ、日々の食生活やアスリートやスポーツ界等にも浸透するよう努めてまいります。

そうした取り組みより、今回の第三者割当増資等で調達する資金については、研究開発や市場開拓並びに成長投資資金として使用する事としております。現在、当社は、足元の業績悪化と過大な原材料在庫のため、金融機関からの追加借入ができない状況であり、業務の安定的運営に必要な運転資金の確保、業績黒字化のための成長資金の調達、及び自己資本の充実が喫緊の課題となっております。

こうした喫緊の課題に対処し、事業継続性の確保及び業務の安定的運営のためのキャッシュ・フローを確保することが急務であると考え、当社は、銀行借入を含む様々な資金調達方法を検討いたしました。当社の財務状況の健全性や上場来、当社株価は下落を続けたまま回復することなく推移している状況を踏まえると、これらの方法による資金調達は困難と考え、下記の検討内容により、第三者割当による本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による3つの方式を組み合わせた資金調達を行うことが、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。

金融機関からの借入

前述のとおり、当社の業績及び財務状況の悪化に加え、上場来、株価は下落を続けたまま回復することなく推移している状況より、取引金融機関からの追加融資及び他の金融機関からの新規借入れについても厳しい状況であること。

公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及び事務手数料、募集コスト等が本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権に比べて割高であり、また当社の財政状態及び業績に鑑みると、主幹事証券会社の候補を探すのは現実的に難しいこと。

ライツ・オフリングについては、資金確保までに時間を要する可能性があり、現実的に難しいこと。

いわゆるMSCBやMSワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権発行による資金調達の場合、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、またMSCBに関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく適切ではないと判断したこと。

以上のことより、当社は本資金調達を実施することにいたしました。当社は、平成30年3月期第1四半期の当社業績が営業損失を計上、通期業績予想においても引続き損失見込みであります。当社はアスラポート・グループとの資本業務提携による事業シナジーを構築し、業績改善に努めておりますが、現況として高価格帯のアサイー原料在庫が滞留するなか、当社業績の回復には時間を要する状況であることから、アスラポート・グループは当社とのシナジー効果創出と商品の共同開発及び販売など更なる関係強化のため、当社からの第三者割当増資及び新株予約権の引受の申し入れについて前向きに検討し、今回当社株式を持分法適用となる20%を超える比率で保有して頂くことになりました。当面の成長投資資金として第三者割当増資及び新株予約権付転換社債、来期以降の成長投資

資金として新株予約権の発行で対応することといたしました。本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を下記のとおり検討いたしました。

新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、新株予約権付社債の発行時に一定額の資金調達を確保できるとともに、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。また、新株予約権付社債に限った場合には、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本性の調達で、かつ希薄化の影響も抑制できる新株予約権と併せて発行することとし、一方、新株予約権のみの発行による資金調達の場合には、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない可能性があることから、資金調達の確実性がある転換社債型新株予約権付社債と併せて発行することにいたしました。

以上のことより、当社としては、資金需要及び株式の希薄化等を鑑み、今回の本資金調達については、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせる手法が現時点における最良の選択肢であると判断するとともに、本資金調達を実施することが、当社の財務基盤の強化ひいては企業価値・株主価値の向上に繋がることとなり、既存株主の皆様への利益向上に資するものと判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権による株式の総株式発行数は1,361,607株(議決権数13,616個)であり、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,471,523株(総議決権数14,710個)に対して、92.5%の割合(議決権数における割合で92.6%)で希薄化が生じることになります。

このような希薄化は伴いますが、財務基盤の改善、成長投資を行うことによる売上拡大及び運転資金の確保等が見込まれ、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先との間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券市場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。具体的には、当社社外監査役の宮本勇造氏と平山誠氏並びに当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である村上雅哉氏(岩田合同法律事務所 弁護士)の3名で構成する第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当による本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見書を入手しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、昨今のアサイーブームに乗じて売上を伸ばしてきたものの、今後は、メディア等に取り上げられるという様な受動的なプロモーション活動だけではなく、当社主導によるプロモーション活動の実施やスーパーフードアサイーの機能性を打ち出すことにより、アサイー市場及びスーパーフルーツ市場の市場拡大を行い、当社製品の売上拡大や、通販事業の強化及び海外市場を開拓していくことが喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の実行が将来的な株主価値の向上を企図するものであること等を総合的に勘案し、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の必要性について取締役会において十分に審議を重ねてまいりました。その結果、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権を行うことで、財務基盤の改善、業務提携先とのシナジー効果による売上拡大及び運転資金の確保等が見込まれ、且つ抜本的な施策に取り組み、企業価値の最大化を図ることは、既存株主の皆様への利益保護につながるものであり、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の実行は必要不可欠かつ合理的であるとの判断に至りました。

本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権による株式の総株式発行数は1,361,607株(議決権数13,616個)であり、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,471,523株(総議決権数14,710個)に対して、92.5%の割合(議決権数における割合で92.6%)で希薄化が生じることになり、株式会社東京証券取引所の有価証券市場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。

当社は、第三者割当による本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、相当程度の希薄化を伴うことから、本第三者割当による本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について客観的に検証するために、当該規程に準じて、当社社外監査役の宮本勇造氏と平山誠氏並びに当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である村上雅哉氏(岩田合同法律事務所 弁護士)の3名で構成する第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当による本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が、本委員会から平成29年11月13日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下の通りです。

<本委員会による意見の概要>

1. 本第三者割当の必要性

本第三者割当は、業績黒字化のための成長資金の調達、アスラポート・グループとの資本業務提携の強化を目的としているが、当社の業績黒字化のための成長資金の調達の必要性が高い一方で、平成29年3月期以降の当社業績の低迷や財務基盤の悪化により金融機関からの借入による運転資金調達が困難なことや、アスラポート・グループとの資本業務提携の強化の必要性に鑑みれば、上記目的のために本第三者割当を行うことには、一定の必要性が認められる。

2. 本第三者割当の相当性

本第三者割当については、以下のとおり、資金使途の相当性、割当先の適切性、妥当性、資金調達手段選択の妥当性、発行条件の相当性が認められることから、本第三者割当による資金調達には相当性が認められると判断できる。

(1) 資金使途の相当性

本第三者割当による調達資金は成長投資に充てられることが予定されているところ、新商品研究開発及び機能性分析投資、通販チャンネル再構築投資、海外事業投資、アグロフォレストリー関連事業投資、商品販売促進費用といった各成長投資の具体的な内容については、いずれも売上の増加に向けた投資として合理性が認められ、金額的にみてもその投資内容に照らして過大な投資額とまでは認められない。

(2) 割当先の適切性、妥当性

ア) アスラポート・ダイニング

アスラポート・グループとの資本業務提携の一環として、アスラポート・ダイニングに本新株式及び本新株予約権付社債を割り当て、アスラポート・グループと協業することにより、アスラポート・ダイニングをはじめとするアスラポート傘下の乳製品の製造・販売業者との商品開発及び製造委託が可能となり、アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、ひいては当社の企業価値の向上につながるという効果が見込めるという点に加えて、アスラポート・グループの高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等を考慮すれば、アスラポート・ダイニングを本新株式及び本新株予約権付社債の割当先とすることは適切かつ妥当であると判断できる。

イ) マイルストーン社

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先となるマイルストーン社は、当社が本第三者割当における割当先として重視している、純投資を目的とした投資を行い、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重すること、最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与することのいずれの要件も満たすことが認められ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先としてマイルストーン社を選択したことは妥当であると判断できる。

(3) 資金調達手段選択の妥当性

本第三者割当は、以下のとおり、他の資金調達手段との比較における相当性、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせによることの合理性が認められることから、資金調達手段として妥当といえる。

ア) 他の資金調達手段との比較

当社の近時の業績及び財務状況の悪化等の事情から、金融機関からの借入れは困難であり、仮に借入れができたとしても、当社の資金需要に応えられる金額の調達は困難、公募増資、株主割当増資は、調達コスト、募集コスト等が割高であり、また当社の財政状態及び業績に鑑みると、主幹事証券会社の候補を探すのは現実的に難しい、いわゆるMSCBやMSワラントの場合、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、またMSCBに関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく、本件において適切ではない。

イ) 本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせの合理性

アスラポート・ダイニングに本新株式が割り当てられることで、アスラポート・グループとの資本業務提携の目的を達成しつつ、当社の早期の資金需要を満たすことが可能となり、また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせは、本新株予約権付社債の発行時に一定額の資金が確保される調達手法であり、さらに、新株予約権付社債のみの発行による資金調達の場合には、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本金性の調達で、かつ希薄化の影響も抑制できる新株予約権と併せて発行することにし、他方、新株予約権のみの発行による資金調達の場合には、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない可能性を考慮して、資金調達の確実性がある転換社債型新株予約権付社債と併せて発行するという判断には合理性が認められる。

(4) 発行条件の相当性

ア) 発行価額等の合理性

- (ア) 本新株式の払込金額については、本新株式発行の取締役会決議日の直前営業日における当社株式の終値に対して10.0%のディスカウントを行った金額であるが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案したものであり、本新株式の割当予定先との交渉も適切に行われたことに鑑みれば、「特に有利な金額」には該当するものではないと料される。
- (イ) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の1個当たりの払込金額は、第三者機関であるAGSが一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した評価額に基づき、割当先であるマイルストーン社と交渉した結果合意された金額であり、いずれもAGSが算定した価格を下回る水準ではなく、AGSの選定が妥当な方法により行われ、その価値算定の手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことに照らせば、本新株予約権付社債の発行は、会社法第238条第3項第1号に定める「特に有利な条件」によるものではなく、また、本新株予約権の払込金額は、会社法第238条第3項第2号に定める「特に有利な金額」ではないと考えることが可能である。

イ) 希薄化の規模の合理性

本第三者割当による発行済株式総数に対する希薄化は最大で合計92.5%（議決権数に対しては92.6%）となるものの、本第三者割当による資金調達は当社にとって必要不可欠な売上の拡大に向けた成長投資に必要なものであり、これによって当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与することで、既存株主の利益に資するものであるとの判断には合理性が認められることに加え、本第三者割当においては、希薄化に対する一定の配慮や既存株主の不利益を最小限にするための配慮をした設計がなされており、具体的には、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額及び対象株式数は、固定されており、将来的な市場株価の変動により行使価額や潜在株式数が変更することはなく、希薄化が限定されていること、当社の業績・株式市況により本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は行われな可能性があり、本第三者割当による資金調達がもたらす希薄化の影響は、本新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制でき、株価下落リスクも限定的であること、また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された契約においては、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社がマイルストーン社に対し、一定割合の本新株予約権の行使を指示することが可能な条項が付されていること、本新株予約権には、取得条項が付されており、かかる取得条項により、急激な希薄化を抑制することが可能となること、純投資目的で保有するマイルストーン社により割り当てられる本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換又は行使され、2年間にわたって平均的に転換・行使、売却が行われると仮定した場合でも、当社株式の1日当たりの平均出来高との比率に照らして消化可能と考えることは不合理とはいえず、マイルストーン社からは本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により発行される当社株式については市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けていること、本新株予約権は、割当予定先であるマイルストーン社に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先であるマイルストーン社から第三者へは譲渡されないことに照らせば、上記の希薄化の程度を踏まえても、本第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断できる。

3. 結論

以上の検討の結果、本第三者割当は、当社にとって、必要性及び相当性が認められるものと判断する。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期）に記載の有価証券報告書（第15期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況」記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年11月13日）までの間において追加及び変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであります。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年11月13日）現在において判断したものであります。

その他のリスク

- (b) 株式の希薄化に関するリスク 訂正、追加した箇所に下線を付しております。

当社は、平成28年6月22日開催の当社取締役会において、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行決議を行っており、行使期限を平成30年7月7日としており、それまでに本新株予約権の行使による発行株式数は85,000株が発行されることとなります。また、平成29年11月13日開催の当社取締役会において、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行決議を行っており、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権により当社普通株式304,400株と本新株予約権付社債の転換による発行株式152,207株、本新株予約権の行使による発行株式数は905,000株が発行されることとなり、行使期限を平成32年11月30日としております。

本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼすおそれがあります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期）の提出日（平成29年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（平成29年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成29年6月27日の第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、長澤誠、岩本幹夫、徳島一孝、齊藤隆光、矢部芳一の5名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対、棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件、並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案				(注)	
取締役5名選任の件					
長澤 誠	7,421	252	0		可決 94.8
岩本 幹夫	7,414	259	0		可決 94.7
徳島 一孝	7,414	259	0		可決 94.7
齊藤 隆光	7,413	260	0		可決 94.7
矢部 芳一	7,408	265	0		可決 94.6

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期 第2四半期)	自 至	平成29年7月1日 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

株式会社フルッタフルッタ

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 山本 公太 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井上 道明 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルッタフルッタの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルッタフルッタの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フルッタフルッタの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フルッタフルッタが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

株式会社フルッタフルッタ

取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山本 公太 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 井上 道明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルッタフルッタの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フルッタフルッタの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年11月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。